

目 次

はしがき i

本書の使い方 iv

民 法

1	民法総則	2
2	物権	42
3	担保物権	60
4	債権総論	82
5	契約総論	116
6	契約各論	128
7	法定債権	150
8	親族・相続	168

判例索引 178

本書の使い方

問題ランク

Aは学習初期から必ず押さえてほしい基本的な問題を、
Bはそれ以上のレベルの問題を表します。
 1周目は**A**だけを、2周目は**B**を中心に問題を解いていくと学習を効率的に進められます。

【左側：問題】

【右側：解答】

チェックボックス

解き終わったらチェックして日付を記入しましょう。

問題文

基本・重要論点を順序立てて端的に問う内容となっています。

条文表記

(87 I)は87条1項を表し、(395 I ②)は395条1項2号を表します。

通し番号

単元ごとの通し番号です。「今日は何番まで」等、目標設定にお役立てください。

アガルトの総合講義 1問1答

/ 13. **A** 抵当権の効力が及ぶ目的物の範囲について説明しなさい。

/ 14. **A** 「抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産」[に付加して一体となっている物に及ぶ] (370本文) ところ、当該条文の趣旨について説明しなさい。

/ 15. **A** 「抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産」[に付加して一体となっている物に及ぶ] (370本文) ところ、「一体」の意義について説明しなさい。

/ 16. **A** 「抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産」[に付加して一体となっている物に及ぶ] (370本文) ところ、「付加して一体となっている物」に従物 (87 I) が含まれるかについて説明しなさい。

/ 17. **B** AはBに対して貸金債権を有しており、これを被担保債権とする抵当権 (369) をB所有建物に設定した場合、Bが有する借地権にも抵当権の効力が及ぶかについて説明しなさい。

/ 18. **B** 目的不動産に根付いた立木が、抵当権設定者によって伐採された後搬出され、第三者に譲渡された場合、当該立木に対し抵当権の効力が及ぶかについて説明しなさい。

64 問題

民法

13. 原則：その不動産 (369)
 例外：付加一体物 (370) = 不動産の構成部分 (又は付合物)
 例外の例外：
 ①【権原】による場合 (242ただし書) → ただし、對抗要件 (明認方法) が必要
 ②当事者の特約がある場合 → これも、特約を登記しておく必要あり
 ③許容行為になるような場合

14. 目的物の交換価値を高めて、抵当権者を保護することにある。

15. 物理的一体性のみならず、経済的一体性をも含む (370条説)。* 370条の趣旨は、目的物の交換価値を高めて、抵当権者を保護することにある。

16. A 370条説 (判例? 最判昭44.3.28) = 「付加一体物」に従物を含むと考える。
 ∴ 370条の趣旨は、目的物の交換価値を高めて、抵当権者を保護する点にあるため、「一体」とは、「物理的一体性のみならず、経済的一体性をも含む」と考えるべき
 B 87条2項説
 B 1 87条2項説① = 抵当権の「設定」を「処分」とみる。
 (批判) 抵当権設定後に従物が設置された場合、効力が及ばないのでは?
 B 2 87条2項説② = 抵当権の「実行」を「処分」とみる。
 (批判) 「実行」を「処分」とみるのは、文理上無理がある。

17. 従たる権利にも抵当権の効力が及ぶことに争いはなく (最判昭40.5.4)、法律構成としては370条類推と87条2項類推が考えられる。

18. 分離されても抵当権の効力は存続する (大判昭7.4.20)。
 ∴ ①交換価値の維持
 ②いったん効力が及んだ場合、失われるとする理由はない。

解答 65

解答
 論文式試験で記載することになる知識をまとめた内容になっています。

学説
 一般的に判例の立場と評されているものの、それに異を唱える有力な学説が存在している場合に「？」を付けています。

インデックス
 現在学習中の部分が一目瞭然です。

3 担保物権



民法

1 民法総則

- / / / 1. **A** 民法の三大原則について説明しなさい。
-
- / / / 2. **A** 私的自治の原則の定義について説明しなさい。
-
- / / / 3. **A** 私的自治の原則のあらわれである契約自由の原則について説明しなさい。
-
- / / / 4. **A** 私的自治の原則のあらわれである過失責任の原則について説明しなさい。
-
- / / / 5. **B** Xは、温泉を経営するY会社が他人の土地2坪程をかすめて引湯管を設けているのに目を付け、その土地を買ってYに不当に高額な価格での買取りを要求したが拒否された。そこで、XがYに対し引湯管の撤去を請求した。Xの請求は認められるか。
-
- / / / 6. **A** 権利能力の定義について説明しなさい。
-
- / / / 7. **B** 「私権の享有は、出生に始まる」(3 I)と、出生の意義について説明しなさい。
-
- / / / 8. **B** 胎児の権利能力を例外的に認めるのは、どのような場面であるかについて説明しなさい。

1 民法総則

1. ①権利能力平等の原則
②所有権絶対の原則
③私的自治の原則
-
2. 「自分の思ったようになる」ということをいう。
-
3. 契約したい人だけが契約をすればよいし、契約の内容も自分で決められるという原則
-
4. 自分に落ち度(過失)がある場合にだけ責任を負う原則。他人に影響されないことのあらわれである。
-
5. 権利の濫用(1 III)に当たり、認められない(大判昭10.10.5)。
-
6. 権利義務の帰属主体たる地位・能力をいう。
-
7. 「出生」とは、母体外に全身が出た時点である(全部露出説)。
-
8. 不法行為に基づく損害賠償請求(721)、相続(886)、遺贈(965)。

/ / / 9. **B** 例外的に胎児に権利能力を認める場合の理論構成について説明しなさい。

/ / / 10. **A** 意思能力の定義について説明しなさい。

/ / / 11. **A** 意思無能力者が行った行為の効力及びそれについて規定した条文番号を指摘しなさい。

/ / / 12. **B** 3条の2による無効は、取引の相手方から主張することができるか。

/ / / 13. **A** 行為能力の定義について説明しなさい。

/ / / 14. **B** 制限行為能力者の行った取引が取り消された場合、制限行為能力者はいかなる範囲で返還の義務を負うか説明しなさい。

/ / / 15. **A** 「制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない」(21)とあるところ、「詐術」の意義について説明しなさい。

/ / / 16. **B** 法が法人に対し、自然人でないにも関わらず法人格を付与した（権利義務の主体となり得るとした）根拠をどう考えるべきかについて説明しなさい。

9. 停止条件説（大判昭7.10.6）＝胎児中には権利能力がなく、生きて生まれたときに、その権利能力が懐胎時又は不法行為時にまで遡って発生するという立場
解除条件説＝胎児中にも、生まれたものとみなされる範囲内において制限的な権利能力があり、生きて生まれなかった場合には遡って権利能力を失うと解する立場

10. その法律行為をすることの意味を理解する能力をいう。

11. 意思無能力者の行為は無効となる（3の2）。

12. 3条の2は、意思無能力者の保護を目的とするものであるため、相対的無効であると解されている。そのため、取引の相手方から無効を主張することはできない。

13. 自らの行為により法律行為の効果を確定的に自己に帰属させる能力をいう。

14. 制限行為能力者は「現に利益を受けている限度」（現存利益）で返還すれば足りる（121の2Ⅲ、意思無能力者も同様）。

15. 制限行為能力者が単独で行為をする場合、制限行為能力者であることを黙秘するのは当然であるため、「詐術」とは、制限行為能力者が相手方に行為能力者たることを信ぜしめるための積極的手段を用いることをいい、黙秘しているだけでは足りず、他の言動と相まって相手方を誤信させる必要がある（最判昭44.2.13）。

16. 法人は重要な社会の構成要素であり、社会的実在であるため、法人格が存在するのは、当然の帰結である（法人実在説）。

/ / / 17. B 「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」(34)とて、目的の範囲内とは、法人の何を制限した規定なのかについて説明しなさい。

/ / / 18. B 「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」(34)とて、目的の範囲か否かの判断方法について説明しなさい。

/ / / 19. B 「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」(34)とて、目的の範囲外の行為の効力について説明しなさい。

/ / / 20. B 「一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78)とて、当該条文と民法34条との関係について説明しなさい。

/ / / 21. B 「一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78)とて、当該条文と法人の不法行為能力との関係について説明しなさい。

/ / / 22. B 「一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78)とて、当該条文と「代表理事その他の代表者」個人の責任との関係について説明しなさい。

17. 権能力制限説＝法人の権能力を「目的の範囲」に制限した規定（権能力制限説。最大判昭45.6.24など）
代表権制限説＝理事の代表権を「目的の範囲」に制限した規定であり、権能力の範囲には制限がない。
行為能力制限説＝法人の行為能力という概念（自然人における「行為能力」とは異なる→法律行為をする資格）を認め、行為能力の制限と考える立場

18. 目的を遂行するのに直接又は間接に必要な行為を含み、必要性は、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断すべきである（最大判昭45.6.24）。

19. 権能力制限説から＝絶対的に無効であって、追認、表見代理の適用はない（ただし、無効を主張することが信義則に反する場合がある）。
代表権制限説から＝無権代理無効であって、追認、表見代理の適用可能性あり。

20. 権能力制限説から＝当該条文は特別に法人に不法行為に関する権能力を認めた規定
代表権制限説から＝報償責任の観点から、権限外の行為についても代表者の不法行為について法人に責任を負わせた規定

21. 確認説（法人实在説から導きやすい）＝当該条文は法人自身の不法行為を確認し、その要件を定めたもの
創設説（法人擬制説から導きやすい）＝政策的に法人の不法行為責任を創設したとする見解

22. 確認説から＝法人の不法行為は法人自身の行為であるが、代表者個人の不法行為責任としての側面もある。
創設説から＝法人の不法行為責任の法的性質は代位責任であるため、代表者自身が責任を負うのは当然

/ / / 23. **B** 「一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78)と、**「職務を行うについて」**の意義について説明しなさい。

/ / / 24. **B** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律77条5項は法令による代表権の制限には適用されないと解されるところ、甲法人の理事乙が法令の規定に違反してA社と取引を行った事例において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78条と民法110条の適用関係について説明しなさい。

/ / / 25. **B** 甲法人の理事乙が定款の規定に違反してA社と取引を行ったところ、A社は、定款の規定について善意であった事例において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律77条5項と民法110条の適用関係について説明しなさい。

/ / / 26. **B** 上記事例と異なり、A社は、定款の規定には悪意だが、内部的制限は解除されていると信じていた事例において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律77条5項と民法110条の適用関係について説明しなさい。

/ / / 27. **A** 権利能力なき社団(団体であって、その実体が社団であるにもかかわらず法人格を持たないもの)の成立要件について説明しなさい。

/ / / 28. **B** 権利能力なき社団(団体であって、その実体が社団であるにもかかわらず法人格を持たないもの)における財産権の帰属の態様について説明しなさい。

/ / / 29. **B** 権利能力なき社団(団体であって、その実体が社団であるにもかかわらず法人格を持たないもの)における債務と責任の帰属について説明しなさい。

23. 代表者の職務内容は外部から容易に知り得ないため、相手方保護の必要があることから、行為の外形上職務行為自体と認められるもの、及び社会通念上これと関連するものも含むが、相手方が当該業務が職務に属さないことについて悪意又は重過失ある場合を除く(外形標準説)(大判大7.3.27, 最判昭41.6.21)。

24. 取引はなるべく有効にしたほうが望ましいため民法110条が優先的に適用される(民法110条優先適用説)。

25. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律77条5項は、民法110条の特別規定であるから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律77条5項の適用によって善意の第三者は保護される。

26. 定款の規定について悪意である以上、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律77条5項の適用はない。しかし、内部的制限が解除されている(必要な手続が履践されている)と信じている場合には、その者を保護の必要がある。そこで、民法110条が類推適用される。

27. ①団体としての組織を備え、
②多数決の原則が行われ、
③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、
④その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることが必要である(最判昭39.10.15)。

28. 社団の構成員に総会的に帰属する(最判昭48.10.9)。

29. 社団財産のみが債務の引当てとなり、構成員は責任を負わない(最判昭48.10.9)。

- / / / 30. **A** 従物の意義について説明しなさい。
- / / / 31. **A** 従物（87 I）の要件について説明しなさい。
- / / / 32. **A** 「従物は、主物の処分に従う」（87 II）とされることの趣旨について説明しなさい。
- / / / 33. **B** BがAから賃借している土地の上に自ら建物を有していたが、これをCに売却した事例において、土地の賃借権はCに移転するかについて説明しなさい。
- / / / 34. **A** 賭博資金に充てるために借金をした事例のように、契約内容自体に不法（公序良俗（90）違反）はなく、動機に不法がある場合、契約を無効とすべきかについて説明しなさい。
- / / / 35. **A** 心裡留保の意義について説明しなさい。
- / / / 36. **A** 心裡留保の要件について説明しなさい。
- / / / 37. **A** 心裡留保の効果について説明しなさい。

30. 独立の物でありながら、客観的・経済的には他の物（主物）に従属してその効用を助ける物（87 I）
31. ①継続的に主物の効用を助けること、
②主物に付属すると認められる程度の場所的關係にあること、
③主物と同一の所有者に属すること、
④独立性を有することである。
32. ①従物は主物の処分に従うというのが、当事者の合理的意思であるし（当事者の合理的意思）、
②従物が主物の効用を助けるという点で、従物は主物の処分に従うとした方が、社会経済上利益であるため（社会経済上の利益）。
33. 87条2項の趣旨（①当事者の合理的意思と②社会経済上の利益）が当てはまるため、賃借権は87条2項類推適用によりCに移転する（最判昭47.3.9）。
34. ①動機は外部から知り得ないため、無効とすると相手方を害するし、②不法な動機が相手方に表示された場合には、相手方を保護すべき理由はないため、原則として、契約内容自体が適法である以上、公序良俗違反はないが、不法な動機が相手方に表示され、契約内容となった場合には、当該法律行為を無効とすべきである（大判大9.5.28，大判昭13.3.30参照）。
35. 表意者が表示行為に対応する真意のないことを知りながらする、単独の意思表示
36. ①真意ではないこと（表示に対応する効果意思が存在しないこと）
②表意者が①のことを知っていること
37. 原則：有効（93 I 本文）
例外：相手方が行為の当時、その意思表示が表意者の真意ではないことについて、悪意又は有過失のときは無効（93 I ただし書）